

社団法人沖縄県作業療法士会定款

平成 15 年 6 月 19 日

平成 17 年 1 月 11 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人沖縄県作業療法士会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を沖縄県島尻郡与那原町字板良敷 1380 番地の 1 に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民医療の質の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、講習会等の開催
- (2) 作業療法の調査研究
- (3) 作業療法の刊行物の発行
- (4) 作業療法の普及指導
- (5) 作業療法士の教育の向上
- (6) 作業療法士の社会的地位の向上
- (7) 内外関係団体との提携交流
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条の規定による作業療法士の免許を有し、社団法人日本作業療法士協会正会員である者で、沖縄県内に居住又は沖縄県内において勤務し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は法人

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

- (2) 禁治産者若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散したとき
- (2) 正会員にあっては、第5条第1号に規定する免許を取り消されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - (2) 会費を3年以上滞納したとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁解する機会を与えなければならない。

(搬出金品等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 6名以上、10名以内(会長、副会長、常務理事を含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は沖縄県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要のあるときは、総会若しくは理事会の招集を、請求すること

(役員任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員の辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでには、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、執務に要する実費は弁償することができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、総会を招集するときは、総会の構成員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項に基づく請求があったときには、その請求があったときから30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面による表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在員数

(3) 総会に出席した正会員の数及び氏名(団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること)

(4) 開催目的、審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した正会員の中から、選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を得なければならない。

3 議事録は、会長がこれを保存する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮できる。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に基づく請求があったときには、その請求があったときから14日以

内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会には、第25条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これら条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け総会の議決を経て、毎会計年度終了後3月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。

(会計区分)

第40条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第41条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を沖縄県知事に届け出るとともに、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務職員若干名を置くことができ、会長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可があったときに解散する。

- 2 この法人が解散のときに存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1. この定款は、沖縄県知事の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成16年3月31日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
5. この規則は、平成17年1月11日から一部改正により施行する。(第1章総則、第2章会員、第3章役員)